

大阪府警察暫定再任用職員の採用選考等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大阪府警察における暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に係る選考（以下「選考」という。）及び暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の任期の更新に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考を受ける資格)

第2条 選考を受ける資格を有する者は、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大阪府条例第57号）附則第3条及び第4条に規定する者とする。

(選考の申込み)

第3条 選考を受けようとする者は、暫定再任用選考申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）により、警察本部長（以下「本部長」という。）の指定する日までに、所属長（既に退職している者（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）については、退職時の所属の長。以下同じ。）を通じて本部長に申し込むものとする。この場合において、選考の申込みができる職種は、申込書の提出時（既に退職している者については、退職時）の職種と同一の職種とする。

2 所属長は、申込書の提出を受けたときは、暫定再任用候補者上申書（別記様式第2号）に当該申込書を添えて本部長に上申するものとする。

(選考の方法)

第4条 選考は、選考の申込みをした者の従前の勤務実績、勤務意欲、健康状態、所属長からの上申の内容等により適性評価を行い、本部長が合否を決定する。

(選考結果の通知)

第5条 本部長は、選考の合否について、所属長を通じて選考を受けた者に通知するものとする。

(合格の取消し)

第6条 本部長は、選考に合格した者（以下「選考合格者」という。）であっても、懲戒処分を受ける等、暫定再任用をすることが適当でないとする場合は、その合格を取り消すことがある。

(合格の効果)

第7条 合格の効果は、選考の実施年度の翌年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

2 本部長は、選考合格者については、当該選考の実施年度の翌年度の4月1日以降に暫定再任用をするものとする。ただし、選考合格者が、暫定再任用の日現在において次の各号のいずれかに該当する場合は、暫定再任用をしないことがある。

(1) 傷病のため療養中であり、なお1月以上の療養を要すると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、心身の障害のため職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

(選考及び任用の辞退)

第8条 選考の申込みをした者が選考を辞退する場合は暫定再任用選考辞退届（別記様式第3号）を、選考合格者が暫定再任用を辞退する場合は暫定再任用辞退届（別記様式第4号）を所属長を通じて本部長に提出しなければならない。

(任期の更新)

第9条 暫定再任用職員のうち任期の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、暫定再任用更新申出書（別記様式第5号。以下「更新申出書」という。）により、本部長の指定する日までに、所属長を通じて本部長に申し出るものとする。

2 所属長は、更新申出書の提出を受けたときは、暫定再任用更新者上申書（別記様式第6号）に当該更新申出書を添えて本部長に上申するものとする。

3 本部長は、更新希望者の勤務実績、勤務意欲、健康状態、所属長からの上申の内容等により任期を更新するかどうかを判定し、その結果を所属長を通じて更新希望者に通知するものとする。